

垣生校区まちづくり懇談会 開催結果報告書

開催日時 平成28年8月29日（月）19時～20時57分
場 所 垣生公民館
司会・進行 佐々木連合自治会事務局長
参加者数 男性66人 女性4人 合計70人



質疑応答（要約）

1. 連合自治会共通の市政課題

市政課題名（救急医療体制の現状について）

質問 本郷連合自治会長

救急車を呼ぶかどうか判断に迷う場合は、どのようにすればよいか。

回答（消防）

特に電話相談窓口を設置していないので、新居浜市消防本部窓口（電話 34-0119）まで連絡をいただき確認してください。

2. 過去の主要な地域課題について

（1）課題名（災害時要援護者リストに記載されている自治会員以外の人の単位自治会対応について）

（市民部長）

災害時要援護者リストについてですが、要援護者の更新につきましては、毎年、民生委

員さんや自治会の皆様のご協力のもと更新してきたところです。しかし、支援者の方につきましては、ご指摘のとおり十分な更新がなされておりました。市といたしましても、実効性のあるリストの作成が必要であると考えております。このようなことから、本年度、システムの改修も含め、福祉部局等と根本的な見直しを行いたいと考えております。

災害が発生した際には、地域の皆様のご協力なしでは、自助・共助は成り立ちません。皆様の役に立つリストの作成に努めたいと存じますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

(2) 課題名 (賃貸アパート増加に伴うごみ処理問題について)

(環境部長)

アパートなど集合住宅のごみについては、不動産業者や建物管理者から問合せがあった場合は、市が収集できるステーションの設置基準を説明するとともに、既存のステーションを利用したい場合は、管理している地元自治会に相談するよう説明し、ごみカレンダーやごみ分別辞典を渡しています。

また、宅建協会を通じて、不動産業者などアパートの管理者へごみカレンダーの配布も依頼しており、ごみの適正な排出がなされるよう努めております。

しかしながら、分別や排出ルールが守られていないところもあり、その場合はシールを貼って出し直しを促したり、不法投棄が絶えないステーションには啓発看板の設置や近くのアパートへのチラシの投函、場合によってはごみ袋の開封調査を行い、個人が特定されれば面接指導や文書警告を行っています。

今後もルールを守らないごみ出しが続くようであれば、これらの指導・啓発策を行ってまいりますので、市役所ごみ減量化までご連絡をいただければと思います。

自治会の皆様方には大変お世話になりますが、引き続きご協力お願いいたします。

《要望》西鳥端自治会会長

ごみの問題は簡単ではない。自治会でも力を入れており、それがないとごみステーションが維持できない状況である。管理会社やオーナーに指導をしていただきたい。ごみカレンダー等の配布をお願いしたい。

《要望》西鳥端自治会

ペットボトルはラベルをはがしネットに入れていないと持って帰ってくれない。現在、夜と朝2回、ごみステーションを回って作業しているが大変である。市の方も自治会任せにせず、処分するよう考慮していただきたい。

《要望》西鳥端自治会会長

自治会の組織率が低迷している。地域に10数棟のアパートがあり、自治会員でない方も相当数になる。この問題を解決しないと、ごみの問題にしても他の問題にしてもなかなか片付かない。

《要望》東鳥端自治会

ある市では、ごみ袋に氏名を書き、ごみステーションに出している。ごみ袋を販売し、氏名、自治会名、班名を書いて出すようにしてほしい。

3. 校区課題

(1) 課題名 (垣生北浜海岸の保全による防災対策について)

質問 (町北西自治会会長)

昨今の潮流の変化により、海岸の多くの砂が流出し、海岸が痩せている。特に、堤防の根砂が非常に減少している。今後、南海大地震が起こるとされているが、現状では海水が堤防の所まで来ており、波が堤防を越えて民家まで及ぶこともある。津波等の心配もあり、高潮対策等に対して早急な対応が求められる。このことから、一日も早く地域住民が安全で安心できる生活が送れるよう、市から県の方へ働きかけていただき、防災対策事業の一環として砂の流出防止、高潮対策を実施し、海岸の補強工事をするようお願いする。

回答 (環境部長)

海岸を管理する県の東予地方局に要望内容を問い合わせた結果について、報告いたします。

垣生北浜海岸を含む沢津海岸では堤防の背後地に民家が多く、地盤が低いことから、南海トラフ地震等の大規模地震に伴う液状化等により堤防が沈下した場合、浸水被害が懸念されています。このため、沢津海岸は「愛媛県海岸保全基本計画」において、重点的に整備する海岸と位置付け、地震津波対策や老朽化対策に取り組むこととしています。この様な中、県では沢津海岸全域での地質調査と、堤防の耐震照査を実施し、大規模地震で堤防や地盤がどのように変位するか調査したところ、ある程度沈下はするものの、沈下後の堤防の高さは津波の高さや高潮の高さ以上を確保できるため、耐震対策は不要との結果となりました。しかしながら、老朽化が著しいことから、今後緊急度の高い区間から工事に着手する予定ですが、垣生北浜海岸については堤防が概ね健全であるため、当面老朽化対策は不要と判断しているため、ご理解いただきたいとの回答でありました。

また、砂の流出状況については、現状では堤防に影響を及ぼす恐れはないものと判断しているが、引き続き経過を観察していきますので、ご理解いただきたいとのことであります。

(町北西自治会会長)

風の強い日に、一度見に来ていただきたい。

(環境部長)

台風の時や、冬場の北西の風が強い時期の調査も県へ伝えていきたいと思っております。

(2) 課題名 (地域住民の迷惑防止対策について)

質問 (町北東自治会)

空き家で犬を約30頭飼っている家があり、飼い主は他の所に住んでおり居住していない。犬が吠え、近隣住民はたまらない。県へ動物愛護法の改善を要望するとともに、市の環境部へ毎年行き、状況を書類にしてほしいと伝えても書類はもらえない。市は話しを聞いて帰るだけ。

奈良市、箕面市あたりは罰則のついた条例を制定しているようである。本市も条例の制定をお願いしたい。夏場の暑い時期でもクーラーもかけていなく動物虐待である。犬に予防接種もしていないので、市に告訴をしてほしいと伝えても、してくれない。多頭飼育や無責任な餌やり等の防止のためにも条例の制定をぜひとも願う。

回答（環境部長）

動物に関する問題については、野良犬に関しては狂犬病予防法で、多頭飼育に関しては動物の愛護及び管理に関する法律や愛媛県動物の愛護および管理に関する条例により対応しており、基本的な事務は県の所管になります。ただ、愛媛県動物愛護管理推進計画の中で、市も一定の役割の中で取り組むこととしており、問題の犬の多頭飼育の場所には県の動物愛護センターや保健所とともに現地を何度も訪問し、確認を行っています。引き続き関係機関と連携を図りながら問題解決、予防対策に取り組んでまいりたい。また、無責任な餌やりについては7月号の市政だよりで広報も行っているが、もし見かけた場合は市の環境保全課が窓口であり、連絡をいただければ指導を行います。

（町北東自治会）

狂犬病の予防接種を行っていない場合、告訴してでも注射するようにしてほしい。告訴しないのであれば、市なりの条例制定をお願いする。

（環境部長）

県と一緒に伺っても、なかなか現状の把握ができない。今後も現地調査を行い、飼い主の方と話しができるよう進めてまいりたい。

（町北東自治会）

犬の鳴き声で近隣住民は睡眠不足である。これでは何も解決できない。中に入って、もっと調査をしていただきたい。

（環境部長）

関係機関と協議を進めながら、対応を考えていきたい。

（社会福祉協議会支部長）

市はずっとそのような回答である。具体的な対処の方法を示していただきたい。

（町北東自治会会長）

立ち入りして調査できる権限のある条例の制定をお願いしたい。

（本郷連合自治会会長）

条例を作るには、どういう手順を踏めばいいのか。

(環境部長)

条例制定の前段で、法律等に基づいた対応をいたしたい。

(町北東自治会)

なぜ新居浜市で条例制定できないのか。

(市長)

本日、私も現地を見せていただいた。もう一度、保健所と共に伺い、ご本人さんにお会いし、現場を見せてもらえるなら見せていただく。対応していただけないならば、次にどうしていただけるか、現在の既定の法律でできることもあり、警察等とも相談しながら対応していきたい。条例については、我々も、市民の皆さんも、議員も提案でき、最終的には条例ということになるかもしれないが、その前に解決方法を見つけたいと思っています。

要望 (連合自治会会長)

市の方で、条例を作るかどうかは分からないが、倫理条例的なものの方針を示していただきたい。

(3) 課題名 (垣生六丁目13番～15番 農道の整備について)

質問 (町北西自治会)

垣生六丁目13番～15番 農道の整備について、町地区の東西を通っているこの道路は、農道であるが住民の生活幹線道路として利用されており、交通量も多い。しかし、道路としての形状が不十分で安全確保が取られていない。そのため、早急に拡幅等、道路としての改良を要望する。なお、この道路には都市施設である公共下水道の本管が埋設されている。住宅が増え、園児、小学生らも多く使用しており、通学時には車と離合する際に、水路の縁を移動しているという状況もある。

回答 (経済部長)

当該地区は都市計画のいわゆる線引きにおいて昭和49年の当初決定時から市街化区域に指定されており、宅地化が進んでいます。当該道路は農業用基盤整備から、生活道路としての利便性確保へと移行しつつあります。当該道路は垣生土地改良区が管理する農道で、道路に沿って北側には改良区が管理する水路があり、農道の有効幅員は2.2mから3mで、車両の離合等に支障があることは十分承知しています。

今回の要望については、宅地化の進展に伴う道路の主たる目的の変化に伴うものであり、土地改良事業として実施する場合は、地元土地改良区が事業主体となり実施することとなるので、管理者である垣生土地改良区に確認したところ、用水路の確保を目的とした施設改修を優先して実施しなければならないとのことであり、現在のところ当該道路の拡幅時期は未定となっています。当面の対応として、比較的見通しの良い道路であり、ある程度幅員のある場所で、譲り合って使用していただくよう、ご理解賜りますようお願いいたします。

ます。

(町自治会)

3年前に町連合自治会として文書を道路課へ提出した。農道ではできないので、市道認定をしていただきたいが、そのためには全員の拡幅了解を取らないといけないと言われた。7割位の人が後退してくれている。できれば市道認定していただき、道路課で了解の取れているところだけでも拡幅をお願いしたい。

(経済部長)

市道認定については所管が建設部になるが、まずは改良区の維持管理計画から外す必要がある。市道認定は幅員4メートル以上という要件も有り、土地の提供についてはある程度確約をしていただくという条件整備も必要になりますので、建設部とも協議したいので、持ち帰りさせていただきたいと思います。

(4) 課題名 (金毘羅山のり面の崩れ防止工事について)

質問 (山端連合自治会)

金毘羅山 (垣生三丁目8番19号付近) の階段両脇のり面について、土砂崩れの恐れがあると思われる。土留め工事をお願いしたい。

回答 (総務部長)

当該地は、大正4年に垣生村が個人から取得したもので、江戸時代に建立されて以来、金毘羅さんの名称で住民から親しまれ、現在のような形で利用されてきた経緯があります。

昭和52年に県ががけ崩れ対策事業として国の補助を受け擁壁等を設置しましたが、今回の部分は高さが5m以下で補助の採択要件を満たしていなかったため、補助事業として対策はできませんでした。階段の西側斜面、東側斜面とも大きな樹木が1本ずつあり、強風が吹き樹木が倒れると斜面の安定に影響を与える懸念があると考えています。

市としては当面定期的な草刈りによる斜面の状況把握に努め、樹木の剪定、根元からの樹木の伐採についても措置が必要であれば行いたいと考えています。今後は当該地を管理いただいている奉賛会、自治会と安全対策も含めた維持管理とその役割分担について協議を進める予定です。

(5) 課題名 (垣生ポンプ場のポンプ能力の増強について)

質問 (山端連合自治会)

垣生ポンプ場 (垣生三丁目5番6号) について、老朽化もあり、遊水池に江の口ポンプ場と落神川の水が満杯状態になった場合、クラックからの漏水が激しく、作業をしても崩壊するのではと恐怖を感じる状況である。浜土手の水路は、大ききの割には広域の面積の雨水を受けており、降った雨が水路に流れ込み、満杯状態となる。メインポンプとサブポンプを回しても、現状維持が精いっぱいの時もある。ポンプの能力の限界が来ている

と感じる。

すぐ隣に漁業組合の跡地があり、購入されたと聞いており、できたら近代設備の能力の高いポンプ場の設置か、都市型の地下の洪水調整用の水槽、そういうもので遊水池の確保を行う、もしくは、ある一定の水位が上がってきた際に、感知計が働いてある程度の水がポンプで排水ができると、メインポンプを回すまでの補助として感知計のポンプの設置ができないか、お願いしたい。

もう1点、どこまで溜め込んだらどれだけの被害が出るのか分かっておらず、下水道の許可をいただいて試してみたいと考えている。

回答（環境部長）

現在のポンプの能力としては、口径700ミリと1200ミリのポンプがあり、毎分267トンの排水能力があります。将来的には1200ミリのポンプを1500ミリのものに更新し、毎分367トンの排水能力に、100トンほど増強したいという計画はあります。しかし、ポンプの増強にあたっては、現在のポンプ場は敷地的に狭く、今の敷地の中では増強は難しく、東側の漁業協同組合の跡地を先行で取得しました。すぐに工事にかかれれば問題解決になりますが、市内には同じようなポンプ場が36か所ほどあり、どの施設も老朽化が進んでおり、排水能力に支障をきたすようなところから順次更新を進めているが、現時点で垣生ポンプ場の更新がいつかは未定ということになります。

ポンプの自動というお話もありましたが、今あるポンプについては、運転管理者が現地に行って手動でポンプを運転するということになります。今年度はポンプ場に流入する手前の水路に水位計を設置し、ある一定の水位に達したら運転管理をしていただいている所に自動通報できるような通報装置を設置するよう進めているところです。

どの程度の水位であれば浸水は防げるかについては、市職員と現地で打合せさせていただき、明確にしていきたいと思います。

（山端連合自治会）

その計画があるのであれば、そのスクリーンのごみを頻繁にかき揚げないとすぐに水位が上がってくる。大きなポンプを導入するのであれば、自動の除塵機の設置も検討いただきたい。

（環境部長）

ポンプ場を新しくする場合、自動の除塵機の設置についても検討は進めていきたいと思えます。

4. その他

（1）（地域子育て支援拠点施設について）

質問（社会福祉協議会支部長）

子育て支援について、市政だより6月号に子育て支援拠点施設について掲載されていたが、その利用状況について教えていただきたい。

回答（福祉部長）

利用状況については、平成27年度、市内7か所で設置しているが、4万1,355人となっています。その中で、川東は2か所設置しており、8,422人が利用されている。

《要望》社会福祉協議会支部長

社協でも月に1回程度、子育てサロンを開催している。予算的に子育てサロンに10%程度支出している。市から何とか助成いただけないか、少し考えている。

(2) (児童・生徒の食育について)

質問（校区連合婦人会会長）

子ども食堂について、婦人会としてはお役に立てるのであれば早急に取り組み、食を通して横のつながりができればと、たとえ月1回でも家庭の温もりを共に味わいたいと思っている。しかし、スタートしたものの、継続できず中止等というのはしたくない。それで一歩踏み出しかねているのが現状である。継続するためにも、費用の面で何か調達する良い方法があればお教えいただきたい。

回答（福祉部長）

財政的な支援については、今のところ良い方法はない状況である。全国的に都市部の方で子ども食堂という取り組みが始まり、市内でも中萩校区の教会で今年26日に設置し始まった。全国的にも設置主体、運営形態は様々で、民間レベルで開始されている所が多く、寄附等ご苦労されて取り組んでおられる所も多いように聞いている。取り組みの状況も見ながら、今のところは判断させていただきたいと考えており、ご理解いただきたいと思います。

《要望》（山端連合自治会）

今回も「検討する」と回答いただいた項目が何点かあるが、折に触れ、お聞きすることもあるかと思うが、今後とも取り組みをよろしく願いたい。